

江別市の行政改革について

1 江別市における行政改革の概要

(1) 行政改革とは

総合計画が目指すまちづくりの推進を促すための行政内部に向けた方針

（大綱・・・行政運営にかかる改革の方向性や基本的な方針を示したものの
推進計画・・・大綱に示された方向性や方針を基に、具体的に取り組むべき
内容を定めたもの）

(2) 行政改革大綱と推進計画

別紙1、別紙2を参照

2 江別市行政改革推進委員会の役割（別紙3を参照）

(1) 行政改革

① 大綱の改定等へ意見を述べること

- ・令和6年度開始に向けて、大綱の改定及び(新)推進計画を策定
- ・特別職及び部長職からなる「江別市行政改革推進本部」が大綱改定及び(新)推進計画策定の主体
- ・(新)推進計画は推進本部に設置した「幹事会」等を中心として案を作成

② (現)推進計画の進捗管理

(2) 行政評価外部評価

市が行う「内部評価」の質を向上させるため、行政の外からの視点で評価
令和7年度から実施予定

(3) 使用料・手数料の改定

市民相互の負担の公平性を確保し、内容の透明性を高めることを目的として、
4年に1度改定（令和5年度が改定年度）

3 令和5～6年度 主なスケジュール

令和5年度	9月	第1回委員会（(1)行革概要説明と大綱改定） 庁内意見公募（大綱）
	10月	第2回委員会（(1)進捗管理、(3)使用料・手数料） 庁内意見公募（新計画）
	11月	第3、4回委員会（(1)大綱改定）
令和6年度	12～3月	第3、4回委員会（(1)大綱改定）
	6月	市民意見公募（大綱・新計画）
	7月	第1回委員会（(1)大綱改定）
	8月	大綱・計画決定
	10月	第2回委員会（(1)現計画の進捗管理、(2)評価対象選定）